

小・中学校における「土曜授業」の実施に係るQ & A(案)

徳島県教育委員会 平成26年2月

【目的・制度】

Q1 今までの土曜日の授業との違いは何ですか。

A 児童生徒の代休日が設定されるか、否かの違いです。

今回の土曜授業は、児童生徒の代休日を設定することなく、教育課程に位置付けられた授業又は学校行事等を行うというものです。

教員の勤務については、「週休日の振替期間の特例について（通知）」（平成22.3.17教教第787号）により、振替の措置を行うこととします。

Q2 この土曜授業は必ず取り組まなければならないのですか。

A そうではありません。

この度、学校教育法施行規則の一部が改正され、設置者が必要と認める場合は、土曜日等に授業を実施することが可能であることが明確になりました。そこで、土曜授業を行う場合は、子供たちの教育環境の充実を図るために方策の一つという考え方の下、設置者が判断することになります。

Q3 学校単位や学年単位で行えますか。

A 適当ではありません。

設置者の判断になりますが、県教育委員会としては、土曜授業を実施する場合は、原則として、同一市町村教育委員会内の全ての小・中学校において、全校で行うことが適当と考えています。

Q4 授業時間数を増やすのが目的ですか。

A そうではありません。

結果として、年間の授業時間が増えることになりますが、子供たちの土曜日の教育環境を一層充実させるために実施するものです。

Q5 なぜ月2回を上限とする、土曜日半日単位なのですか。

A 児童生徒の負担等への配慮と、教職員の勤務の適正な振替等を考えると、月2回を上限とする、土曜日半日単位が適切と考えます。

学校週5日制は、全国的に定着しており、県内の各地域においても土曜日を活用したスポーツ活動や文化・芸術活動等様々な活動が行われ、児童生徒の多くが参加している状況にあります。そこで、設置者が実施回数について、それぞれの地域の実情に応じて設定することができるよう月1回とするのではなく、月2回を上限としています。

Q 6 日曜日や祝日に、土曜授業を行うことはできますか。

A 日曜日は可能ですが、祝日はできません。

今回の土曜授業は、原則、土曜日の半日単位としています。

祝日については、割り振られた勤務時間の全部を勤務しなければ代休日を指定することはできません。また、祝日に命ずることのできる業務内容は条例等で定められた業務に限られています。このように祝日に授業を行うには多くの制約があります。そのため今回の土曜授業には含まないものとしています。

※条例で定められた、臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに、時間外勤務を命ずることができる業務

- ①校外学習その他生徒の実習に関する業務（実習については高等学校）
- ②修学旅行その他学校の行事に関する業務
- ③職員会議（設置者の定めるところにより学校に置かれるものをいう。）に関する業務
- ④非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務

Q 7 第1・3土曜日のように全県で統一しないのですか。

A 統一日を設けることは考えていません。

設置者が、地域や学校の実態等、様々な違いに応じて判断することが重要であると考えています。

【授業時数や授業内容】

Q 8 土曜日の授業に平日の授業を充て、平日の授業時数を減らすことにより、児童生徒と向き合う時間等を増やせますか。

A 可能です。

土曜日（1回）に実施する3～4時間により、その前後の週の授業時間を調整すれば、平日に児童生徒と向き合う時間等を増やせます。

Q 9 特定の教科を土曜授業に集中して実施することはできますか。

A 適切ではありません。

児童生徒にとってバランスの良い週時程（時間割）であることが大切です。土曜日に特定の教科を集中させることは、本来の目的ではありません。

Q 10 行事の準備等に充てることはできますか。

A 可能です。

ただし、この土曜授業は教育課程に位置付けることとしていますので、急な設定は不適切と考えます。事前に見通しを持って設定するよう努めてください。

【部活動・その他】

Q 1.1 中体連の大会などで授業を受けられない場合は、欠席となるのですか。

A 公式の大会であれば、学校長の判断で「公欠」扱いとなります。

Q 1.2 各種スポーツ団体等の大会で授業を受けられない場合は、欠席となるのですか。

A 原則「欠席」扱いとなります。

各種スポーツ団体等については、児童生徒本人が任意で参加している活動だからです。

Q 1.3 保護者の都合によって授業を受けられない場合は、欠席となるのですか。

A 原則「欠席」扱いとなります。

【教職員の服務】

Q 1.4 土曜授業実施日に、「学校職員の特殊勤務手当の支給に関する条例第15条第1項第3号（特勤3号業務）：4時間以上」の対外運動競技等に引率した場合の勤務はどうなりますか。

A 当該職員については、土曜授業の実施による勤務の割振り変更は行わないこととし、従来どおり、特勤3号業務の対外運動競技等の引率業務に従事した場合の手続きをすることになります。

Q 1.5 土曜日の半日授業（4時間の勤務時間）を2回行った場合、週休日の振替等はどうなりますか。

A それぞれ1回につき、4時間の勤務時間の割振り変更を行います。

なお、1日の勤務時間は、7時間45分ですので、2回分を合わせて1日の振替を行うことはできません。

Q 1.6 教育職員とそれ以外の職員では、週休日の振替等の扱いに違いがあるのですか。

A 教育職員と他の職員では、振替期間が異なります。

教育職員の勤務については、「週休日の振替期間の特例について（通知）」（平成22.3.17教教第787号）により、前4週後16週の期間内となっています。

なお、他の職員は、前4週後8週の期間内となっています。